

地域で頼れるサポーターに!

消費生活推進員

養成講座

推進員になって、消費生活センターと一緒に啓発をしませんか?

受講料は無料

但し、テキスト代・検定試験受験料の計 3,000 円程度は各自負担

消費生活推進員養成講座とは…

文京区とともに、「消費生活に関する知識や情報の啓発・普及」にご協力いただける「消費生活推進員」を養成する講座です。詳しい内容は区ホームページをご覧ください。

日時 令和5年 **8/31** | **9/7・14・21・28** | **10/5・19** | 令和6年 **1/25**
午前9時30分～正午《各日 木曜日》

回数 全8回 ※その他、検定試験（11/9実施予定）を別途受験していただきます。
5割以上の出席が必要です。

会場 産業とくらしプラザ研修室（文京シビックセンター地下2階）

内容 契約や衣食住の関連知識、また悪質商法や契約トラブル等、消費生活に関する基礎知識を学びます。カリキュラム等の詳細は裏面をご覧ください。

講師 一般財団法人 日本消費者協会

対象 18歳以上の区内在住・在勤・在学の方

定員 15人（超えた場合は抽選）

申込 区ホームページに掲載の電子申請または申込書を郵送のいずれかで下記へ
※申込書は下記でも配布

締切

令和5年 **7月31日(月)** 必着

主催：文京区

お申し込み・お問い合わせ先

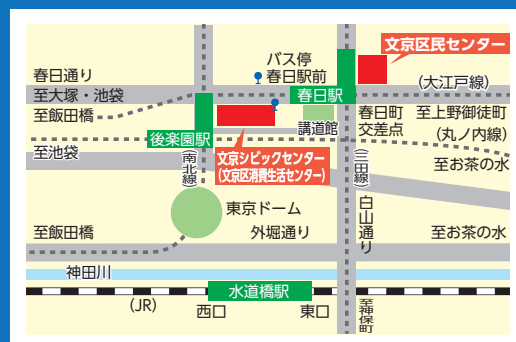
文京区消費生活センター

文京区春日1-16-21 文京シビックセンター地下2階

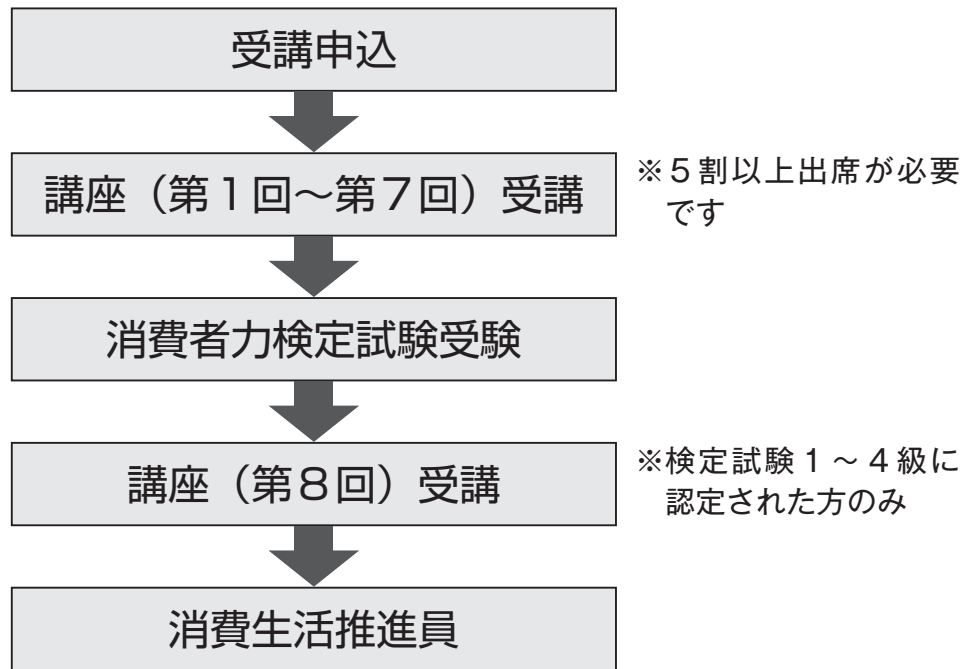
TEL: 03-5803-1105

平日 8:30～17:00

〈HP・電子申請〉



推進員になるまでの流れ



啓発活動

養成講座を修了した日から該当日の属する年度の翌々年度の末日まで2年度間、区の依頼に応じ、啓発活動に協力していただきます。

講座内容

回	月	日	時間	内容
1	8月	31日	9時30分～正午	消費者力を学ぶ必要性 〈消費生活とは、消費者の役割、消費者市民社会の考え方など〉
2	9月	7日		契約 〈契約の基本ルール、トラブル事例紹介など〉
3		14日		環境、製品の安全 〈環境に配慮する行動、製品安全の関連法など〉
4		21日		生活設計 〈金融商品、保険、クレジット、多重債務、相続など〉
5		28日		インターネット 〈インターネットの基礎知識、通販他各種トラブルなど〉
6		5日		衣生活 〈衣服の表示、クリーニングトラブルの知識〉
7	10月	19日		食生活 〈食品表示、食品安全、栄養、健康食品など〉
	11月	9日	9時30分～11時00分	消費者力検定応用編団体受験
8	(6年) 1月	25日	9時30分～11時30分	検定試験の講評・啓発活動の進め方 〈啓発手法の紹介と易しい実践、修了セレモニー〉

*原則：木曜日

*講義内容や日時・会場は変更となる場合があります。

「消費生活推進員」養成講座 受講申込書

令和 年 月 日

文京区消費生活センター所長 殿

下記のとおり、消費生活推進員養成講座の受講を申し込みます。

フリガナ	
氏名	
電話番号 (日中の連絡先)	自宅・勤務先または通学先・携帯 ()
メールアドレス	
住所	〒 -
年齢	※令和5年4月1日時点での年齢をご記入ください。
区民以外の方	どちらかに○ 在勤 ・ 在学

Q&A

Q1 消費生活推進員になると…？

A1 推進員養成講座を受講することにより、衣食住の関連知識、悪質商法や契約トラブル等、消費生活に関する最新の情報を知ることができます。身近な生活に関わる情報であり、受講者の日常生活を大いに助けるものとなります。また、地域で頼れるサポーターとして、消費生活トラブルの未然防止など地域貢献にも繋がります。

Q2 講座内容が難しそうで、ついていけないか心配です…

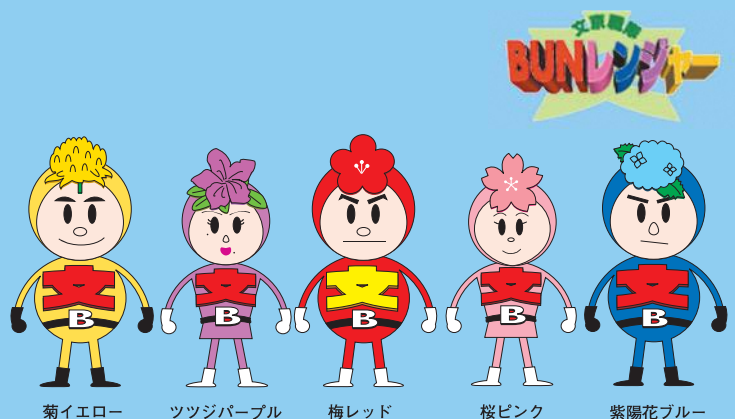
A2 契約や金融商品などの他に、食品表示や衣服の表示、環境に配慮した行動など身近な生活に関わる内容が多く、取り組みやすい内容となっておりますので、ご安心ください。

Q3 どのような啓発活動をするのですか？

A3 消費生活研修会などで、消費生活センターに寄せられる最新の消費者トラブル事例を区民の皆様にお知らせし、トラブルの未然防止に繋げていただきます。また、区と連携し啓発及び運営協力を合わせて年2・3回程度ご協力していただきます。



現在、定期購入や還付金詐欺などの消費者トラブルが頻発中…
安全・安心な社会の実現のために
皆さんの力が必要です！
少しでも気になりましたら、
お気軽にお問い合わせください。



文京区応援キャラクター BUNレンジャー